

⑤ 65歳以上の介護保険料が一部改定となります

第1～3段階の65歳以上の方（第1号被保険者）の令和元年度の介護保険料が変わりました。これは、国の法改正に伴い、本年10月に予定されている消費税率10%への引き上げによる増収分を財源として、所得の少ない方（市民税非課税世帯）の介護保険料を軽減するために、従来から軽減が行われてきた第1段階の軽減幅を引き上げ、軽減の対象を第2段階、第3段階まで拡大するものです。点線の箇所が、改定内容となります。

| 所得段階 | 対象となる者 | | 保険料調整率 | 保険料(年間額) |
|---------------------------|--|--------|---------------|----------|
| 1 | <ul style="list-style-type: none"> 生活保護を受けている方 老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税の方 世帯全員が市民税非課税で、前年の[合計所得金額+課税年金収入額]が80万円以下の方 | 平成30年度 | 基準額 ×0.45 | 28,080円 |
| | | 令和元年度 | 基準額 ×0.375 | 23,400円 |
| 2 | 世帯全員が市民税非課税で、前年の[合計所得金額+課税年金収入額]が80万円を超え120万円以下の方 | 平成30年度 | 基準額 ×0.75 | 46,800円 |
| | | 令和元年度 | 基準額 ×0.625 | 39,000円 |
| 3 | 世帯全員が市民税非課税で、前年の[合計所得金額+課税年金収入額]が120万円を超える方 | 平成30年度 | 基準額 ×0.75 | 46,800円 |
| | | 令和元年度 | 基準額 ×0.725 | 45,240円 |
| 4 | 世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税の方で、前年の[合計所得金額+課税年金収入額]が80万円以下の方 | | 基準額 ×0.90 | 56,160円 |
| 5 <small>(基準額)</small> | 世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税の方で、前年の[合計所得金額+課税年金収入額]が80万円超の方 | | 基準額 ×1.00 | 62,400円 |
| 6 | 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方 | | 基準額 ×1.20 | 74,880円 |
| 7 | 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の方 | | 基準額 ×1.30 | 81,120円 |
| 8 | 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方 | | 基準額 ×1.50 | 93,600円 |
| 9 | 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上500万円未満の方 | | 基準額 ×1.70 | 106,080円 |
| 10 | 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上の方 | | 基準額 ×1.80 | 112,320円 |

※第1号被保険者の介護保険料は、笠間市の介護サービスに係る給付費を基に算出され、その額は3年ごとに見直されます。平成30年度から令和2年度までの介護保険料額は、上記表の10段階となっています。

※第4段階～第10段階について、変更はありません。

※令和元年度の年間保険料（確定額）は8月に決定します。普通徴収の方は8月上旬送付予定の納入通知書、特別徴収の方は9月中旬送付予定の介護保険料額決定通知にて、お知らせします。

問 高齢福祉課（内線170）